

19. 岡山大学大学院保健学研究科規程

平成16年4月1日
岡大院保規程第1号

改正 令和 6年 2月14日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、学術の理論及び応用を深く教授研究し、保健学諸領域の発展に寄与するとともに、社会的要請に応ずる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(副研究科長)

第5条 本研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(課程)

第6条 研究科の課程は博士課程とし、前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱う。

(専攻及び教育研究分野)

第7条 研究科に保健学専攻を置く。

2 保健学専攻に次の教育研究分野を置く。

看護学分野

放射線技術科学分野

検査技術科学分野

(学位プログラム及びサブプログラム)

第7条の2 第6条に規定する各課程に次の学位プログラムを置く。

一 博士前期課程 高度保健実践研究プログラム

二 博士後期課程 先端医療研究プログラム

2 前項第1号の学位プログラムに、前条第2項に規定する教育研究分野ごとに次のサブプログラムを置く。

看護学分野

看護学研究コース

助産学コース

放射線技術科学分野

放射線技術科学・高度実践研究コース

検査技術科学分野

臨床検査科学・高度実践研究コース

超音波検査士育成コース（博士前期・後期課程一貫コース）

ゲノム医療サイエンティスト育成コース

3 第1項第2号の学位プログラムに、前条第2項に規定する教育研究分野ごとに次のサブプログラムを置く。

看護学分野	看護学高度研究コース
放射線技術科学分野	放射線技術科学・先端研究コース
検査技術科学分野	臨床検査科学・先端研究コース
	超音波検査士育成コース（博士前期・後期課程一貫コース）
	ゲノム医療・医科学研究コース

（教授会）

第8条 本研究科に、岡山大学大学院保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育方法）

第9条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（博士前期課程の学生については、大学院学則第36条の規程に基づき、教授会において適当と認められた特定の課題についての研究の成果を持って修了要件とする場合にあっては、当該研究に対する指導とする。以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

（指導教員）

第11条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、岡山大学学術研究院保健学域（以下「学域」という。）の専任の教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた学域の専任の講師又は助教に担当若しくは分担させることができる。

3 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情があるものに限り、許可することがある。

（授業科目及び履修方法）

第12条 研究科の授業科目は、別表に掲げるとおりとし、履修する授業科目は、あらかじめ指導教員の指示を受けるものとする。ただし、別表に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届をあらかじめ指定された期日までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、履修を認めることがある。

4 研究科における研究指導及び学位プログラムについては、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第13条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

（授業の方法）

第14条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

（単位の計算方法）

第15条 単位の計算方法については、大学院学則第11条の規定を適用する。

（他の大学の大学院等の開講科目の履修）

第16条 学生は、研究科長の許可を得て、教授会が適当と認める他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。以下同じ。）の開講科目を履修することができる。

2 学生は、指導教員の承認を得て、本学大学院の他の研究科の開講科目を選択科目として履修することができる。

3 前2項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位）

第17条 学生が本研究科に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、研究科長に願い出なければならない。

（研究指導）

第18条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

（単位修得の認定）

第19条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により、担当教員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず演習、実験の授業科目については平素の成績により、単位の修得を認定することができる。

（追試験）

第20条 追試験は行わない。ただし、病気その他特別の事情があると認められる者については、この限りでない。

（成績等の評価）

第21条 成績等の評価は、岡山大学大学院学則による。

（転研究科）

第22条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

（在学期間の通算）

第23条 前条の規定により転研究科を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

（修了要件）

第24条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第12条第1項に定める履修と研究指導を受けた上、学位論文又は教授会において適当と認められた特定の課題についての研究成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者（看護学分野（助産学コース）は除く。）については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、第12条第1項に定める履修と研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者）にあつては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の課程修了の認定は、教授会が行う。

（学位論文等及び最終試験）

第25条 学位論文等は、指導教員の承認を受けてあらかじめ指定された期日までに提出しなければならない。

2 最終試験は、各教育研究分野別に、学位論文等を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

3 学位論文等の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。
(学位の授与)

第26条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、看護学又は保健学とする。
(科目等履修生)

第27条 本学大学院の学生以外の者で、本研究科が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学の大学院の学生で、本研究科の開講科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき特別聴講学生として履修を許可することがある。

(研究生)

第29条 本研究科において特定の事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第30条 他の大学の大学院の学生で、本研究科において研究指導を志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、教授会の議を経て特別研究学生として受入れを許可することがある。

(科目等履修生等の取扱い)

第31条 第27条から第30条までの取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学大学院保健学研究科規程等を廃止する規程（平成16年岡大院保規程第2号）により廃止された岡山大学大学院保健学研究科規程（平成15年岡大院保規程第1号）の例による。

(附則以下中略)

附 則

1 この規程は、令和6年2月14日から施行する。

2 令和5年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院保健学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。